

○御殿場市地域猫活動事業補助金交付要綱

平成28年3月28日

告示第84号

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加の防止を図り、もって市民の快適な生活環境の保持及び動物愛護の精神の普及を図るため、地域猫に不妊去勢手術及び耳カットを実施するとともに適正な飼養を受ける機会を与える事業を実施する区に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則(昭和30年御殿場市規則第12号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 市内に生息する飼い主のいない猫で、近隣住民の理解を得て、当該住民が給餌及び排泄物の処理の世話をすることと見込まれるものをいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師が行う卵巣若しくは子宮又は精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 耳カット 不妊去勢手術をした後に獣医師が行う片方の耳の先端をV字に切り取る処置をいう。
- (4) 適正な飼養を受ける機会を与える事業 一定地域内で近隣地域の住民の理解を得て、地域猫として適正に管理をすること、飼い猫への適正な飼育を普及することその他適正な飼養を受ける機会を与える事業をいう。

(補助対象区)

第3条 補助金の交付を受けることができる区(以下「補助対象区」という。)は、地域猫に不妊去勢手術及び耳カットを実施し、かつ、適正な飼養を受ける機会を与える事業(以下「事業」という。)を実施する区とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、補助対象区1年度当たり10万円を限度とする。

2 補助金の交付期間は、同一の補助対象区に対する通算した3年度を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象区(以下「申請区」という。)は、御殿場市地域猫活動事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、御殿場市地域猫活動事業補助金交付可否決定通知書(様式第4号)により当該申請区に通知するものとする。

(概算払の請求)

第8条 前条の規定により交付を可とする決定を受けた申請区(以下「交付決定区」という。)は、補助金の概算払を受けようとするときは、市長が指定する請求書を市長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第9条 交付決定区は、事業が完了したときは、御殿場市地域猫活動事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第2号)
- (2) 事業収支決算書(様式第3号)

- (3) 事業に係る領収書の写し
 (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 (補助金の額の確定)

第10条 市長は、[前条](#)に規定する実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、御殿場市地域猫活動事業補助金交付額確定通知書([様式第6号](#)。以下「交付額確定通知書」という。)により交付決定区に通知するものとする。

(精算払の請求)

第11条 交付決定区は、補助金の精算払を受けようとするときは、[前条](#)に規定する交付額確定通知書を受けた日から7日以内に市長が指定する請求書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定区が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
 (2) [前号](#)に掲げるもののほか、市長が適当でないとして認めるとき。

(補則)

第13条 [この要綱](#)に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

[この告示](#)は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容
(1) 不妊去勢費	不妊去勢手術及び耳カットに要する費用
(2) 捕獲費	捕獲用の餌の購入に要する費用
(3) 地域猫適正管理費	猫用トイレ設備の整備等に要する費用
(4) 保険費	ボランティア保険の加入に要する費用
(5) 地域猫の適正管理に係る活動啓発費	啓発品の購入に要する費用及び腕章、チラシ、看板等の作成に要する費用
(6) 飼い猫の適正飼育等普及啓発費	捨て猫の防止その他の飼い猫の適正な飼育を啓発するチラシ、看板等の作成に要する費用

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

御殿場市地域猫活動事業補助金交付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

区 名

区 長

印

年度において、地域猫活動事業を実施したいので、御殿場市地域猫活動事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 事業収支予算書(様式第3号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条、第9条関係)

様式第2号(第6条、第9条関係)

事業計画(報告)書

1 飼い主のいない猫の状況

(生息状況、不妊去勢手術が必要な猫の数(不妊去勢手術実施数)、被害(改善)状況等)

2 事業の内容

(実施内容、方法、計画(実施)時期等)

3 実施(予定)場所

様式第3号(第6条、第9条関係)

様式第3号(第6条、第9条関係)

事業収支予算(決算)書

(収入)

区 分	金 額 (円)	内 訳
計		

(支出)

区 分	金 額 (円)	内 訳
計		

様式第4号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

区 長 区 様

御殿場市長 印

御殿場市地域猫活動事業補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域猫活動事業補助金について、下記のとおり決定しましたので、御殿場市地域猫活動事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付を可とします。

交付決定額 円

2 不交付とします。

不交付の理由

様式第5号(第9条関係)

様式第5号(第9条関係)

御殿場市地域猫活動事業実績報告書

年 月 日

御殿場市長 様

区 名

区 長

印

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた地域猫活動事業を実施したので、御殿場市地域猫活動事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付金額 円

2 決算金額 円

3 差引(精算)金額 円

4 添付書類

- (1) 事業報告書(様式第2号)
- (2) 事業収支決算書(様式第3号)
- (3) 事業に係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号(第10条関係)

様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市地域猫活動事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した御殿場市地域猫活動事業補助金の交付額を下記のとおり確定したので、御殿場市地域猫活動事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 円